

空家を改修して

富士見市に住もう！



市外の貴方も、市内の貴方も
富士見市に移住・定住する方を
支援します！

※補助対象経費は
要綱をご確認ください

最大
20万円
補助

購入した空家を改修し、自ら居住(5年以上)する必要があります。

建物要件

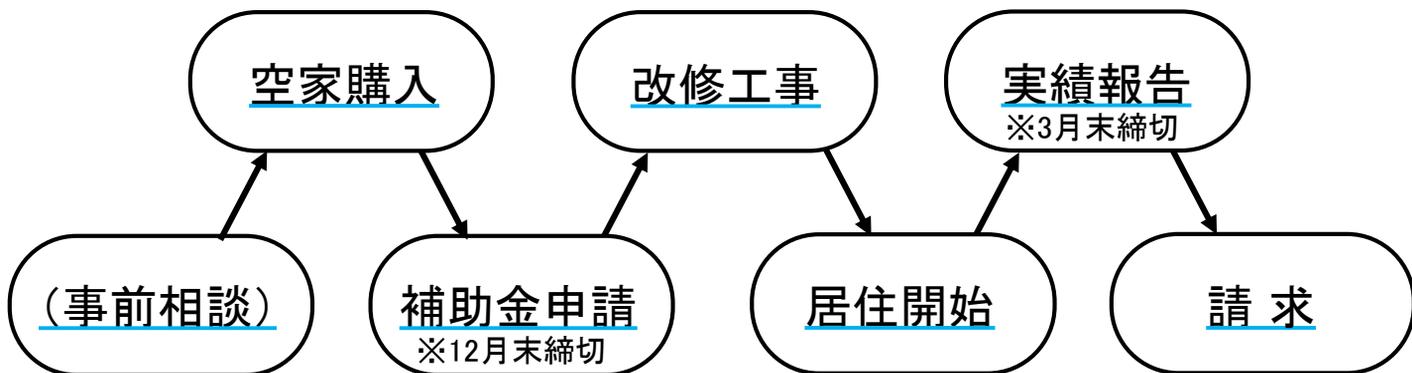
-  一戸建ての住宅(店舗併用は住宅部分1/2以上)
-  現行の耐震基準を満たしているもの
-  建築後22年以上が経過したもの
-  居住床面積が55㎡以上
-  建築基準法の規定に明らかな違反がないもの

※ その他詳細な要件はご相談ください。

次の①～③のいずれかを満たしている空家が対象です。

①	富士見市空家 バンクに登録 されているもの	②	売買を目的として 媒介契約を締結 してから1年以上 経過しているもの	③	水道、ガス、電気の いずれかが使用中 止されてから1年以上 経過しているもの
---	-----------------------------	---	---	---	---

補助金交付までの流れ



発行

富士見市建設部建築指導課
建築指導・住宅グループ 住宅担当

049-252-7127(直通)
kensetu@city.fujimi.saitama.jp